

新潟工業短期大学同窓会会則

(総則)

第1条 本会は、新潟工業短期大学同窓会という。

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、母校の発展に寄与することを目的とする。

(組織)

第3条 本会は、次の会員をもって組織する。

正会員 新潟工業短期大学卒業生

客員 新潟工業短期大学職員

第4条 本会は、事務局を新潟工業短期大学に置く。

第5条 本会に次の役員を置く。

名誉会長 1名 新潟工業短期大学学長

会長 1名 正会員の中から選出する。

副会長 2名 正会員の中から2名を選出し、内1名は幹事を兼ねる。

幹事 4名以内 正会員の中から選出する。

第6条 本会に次の会計監査を置き、会計を監査する。

会計監査 2名 正会員及び客員の中から各1名を選出する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を統理する。
2. 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 幹事は、会長の命により会務を分掌するとともに、事務局を兼ねる。

(役員会)

第8条 役員会は、本会事業運営にかかわる事項について決議し、執行する。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は3年とし再任は妨げない。途中補欠によるものは前任者の仕事を継承する。

(事業)

第 10 条 本会は、その目的を達成するために次の事業を行う。

1. 会員相互の親睦と向上を図るための行事
2. 母校の発展に寄与する活動に関すること
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

(総会)

第 11 条 総会は、定期総会及び臨時総会とし、以下の要領とする。

1. 議長は、会長が務める。
2. 役員会をもって定期総会とする。
3. 臨時総会は、役員会が必要と認めたときに開催する。

(議決)

第 12 条 議決は、出席者の過半数をもって決定し、可否同数となるときには議長がこれを決定する。

(会計)

第 13 条 本会の資産は、会長が管理する。

第 14 条 正会員は、入会費として金 3,000 円を納入するものとする。

第 15 条 本会計は、入金金及び寄付金、その他の収入をもってこれにあてる

第 16 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

第 17 条 本会費は、原則として卒業時に納入する。

(会則の変更)

第 18 条 本会則の変更は、役員会において出席者の 3 分の 2 以上の同意を要する。

(細則)

第 19 条 本会の事務処理上必要な細則は、会長がこれを定める。

附 則

この会則は、平成 28 年 7 月 12 日改定し、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。